

## 住居確保給付金（国制度）

<担当課>  
福祉保健総務課（073-441-2472）

- ・ 給付対象者：離職・廃業後2年以内の方または、休職等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方
- ・ 支給上限額：和歌山市（単身）34,000円/月、（2人世帯）41,000円/月等  
和歌山市以外（単身）32,000円/月、（2人世帯）38,000円/月等
- ・ 支給期間：原則3か月（最長9か月）
- ・ 申請窓口：市にお住まいの場合は各市福祉事務所（海南市の場合は市社会福祉協議会）  
町村にお住まいの場合は県各振興局健康福祉部
- ・ 受付等：郵送受付も可能ですが、まずは窓口にご相談ください